

日医発第 2125 号（保険）
令和 6 年 3 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 6 年度診療報酬改定時における集団指導等の取扱いについて

標記につきましては、令和 4 年度、令和 6 年度の改定時と同様に、厚生労働省による参集形式での説明会に代わり、厚生労働省 Youtube チャンネルにより改定内容が配信されるとともに、その資料が厚生労働省ホームページ（令和 6 年度診療報酬改定ページ）に掲載される旨の通知が別添 1 のとおり、厚生労働省保険局医療課長から地方厚生（支）局管理課長等宛に発出されました。

都道府県で実施されている改定説明会は、各医師会と厚生局事務所で独自に開催されている場合や共催で実施されている場合など多様でありますので、別添 2 のとおり、厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室長から、各医師会と厚生局で事前に協議を行った上で、参集または動画視聴により実施するよう連絡されております。さらに、厚生労働省 Youtube チャンネルを利用できない等の医療機関については、厚生局内の会議室等において説明映像を上映する機会を設ける、個別に改定説明資料を配付するなど、地域の実情に配慮しながら、改定内容等の円滑な周知を行うことを求めています。

これを受けて、日本医師会では厚生労働省に対して、改定内容が多岐にわたることを考慮し、施設基準の届出漏れや解釈誤りによる返還などを防ぐよう丁寧で十分な周知徹底を要請するとともに、特段の配慮を求めたところがあります。

都道府県医師会におかれましては、上記の内容をご確認の上、改定内容の周知などについて、ご対応いただきますようお願いいたします。



(添付資料)

1. 令和6年度診療報酬改定の説明映像の配信等について

(保医発 0214 第6号 厚生労働省保険局医療課長 (令和6年2月14日))

2. 令和6年度診療報酬改定時における集団指導の取扱いについて

(事務連絡 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室長 (令和6年2月14日))

保医発 0214 第 6 号
令和 6 年 2 月 14 日

地方厚生（支）局管理課長
地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

令和 6 年度診療報酬改定の説明映像の配信等について

令和 6 年度診療報酬改定については、本日、中医協において答申がなされ、3 月上旬に告示予定です（施行日は令和 6 年 6 月 1 日（但し、薬価改定については同年 4 月 1 日））。

貴局及び貴都道府県に対する診療報酬改定の具体的な内容説明について、令和 6 年度以降は、例年行ってきた参集形式での説明会に代わり、説明映像の配信及び資料掲載により実施することとしており、下記について、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

- 1、掲載日 令和 6 年 3 月 5 日（火）
- 2、掲載先 厚生労働省ホームページ（令和 6 年度診療報酬改定ページ）
- 3、掲載内容 ①説明動画（厚生労働省 YouTube チャンネル）
②改定説明資料

（参考）令和 6 年度診療報酬改定ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

以上

事務連絡
令和6年2月14日

地方厚生（支）局管理課長
地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

令和6年度診療報酬改定時における集団指導の取扱いについて

診療報酬改定（以下「改定」という。）時に実施する集団指導は、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付け保発第117号）（別添1）指導大綱等に基づき、改定に伴う診療報酬の請求等に係る変更点等について、保険医療機関等に周知徹底を図るために実施する、必要かつ重要な指導であると認識しております。

今般、「令和6年度診療報酬改定の説明映像の配信等について」（令和6年2月14日付け保医発0214第6号厚生労働省保険局医療課長）通知が発出され、診療報酬改定の具体的な内容等については、令和6年3月5日（火）より厚生労働省動画チャンネル(YouTube)において説明映像の配信及び改定説明資料が掲載されることとなりました。

このことを踏まえ、各地方厚生（支）局事務所等において実施を予定されている管下保険医療機関等に対する改定時における集団指導につきましても、事前に関係団体等と協議等を行い、理解を得たうえで参集又は動画視聴により実施していただきますようお願いいたします。

また、その際、説明映像が配信される厚生労働省動画チャンネル(YouTube)を利用できない等の保険医療機関等については、地方厚生（支）局又は都府県事務所内の会議室等において説明映像を上映する機会を設ける、個別に改定説明資料を配布するなど、地域の実情に配慮しながら、改定内容等の円滑な周知につつまして、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、本取扱いについて、保険医療機関等から寄せられる照会及び疑義等につつましては、適切に対応をしていただきますようお願い申し上げます。